

一般質疑

○高木真理君 立憲・社民の高木真理です。初めての質問になります。緊張しております。

これまで、市議二期、県議三期務める中で様々な声をお預かりをしてまいりました。そして、やはり国政でなければ解決できない課題が多くありました。一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

初めに、シベリア抑留犠牲者の遺骨収集、資料入手と平和祈念展示資料館の活用について伺います。

まず、厚労大臣に伺いたと思いますけれども、今年は戦後七十七年であります。一九九〇年代から長年続けられてきた遺骨収集や資料の入手が、ロシアのウクライナへの軍事侵攻以降、外務省から渡航中止勧告が出ている地域ということもあって止まっており、シベリア抑留犠牲者の御遺族や関係者が憂慮しておられます。

遺骨収集はやむを得ないとしても、死亡確認に関わるような情報、資料の入手は停止すべきではないと考えます。資料入手の実費の支払、送金が経済制裁のためにできず事業が止まっているとの報道もありますが、現状はどうなっているのでしょうか。知床観光船事故犠牲者の御遺体の搜索や送還にロシアの協力も得られておりまして、人道的活動は継続が可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 遺骨収集又は資料収集、まさに今、シベリアでいえば極寒の地で亡くなられた、劣悪な環境の下で強制的な、過酷な強制労働、そしてお亡くなりになられた、そうした方々、またその御家族、その思いを考えれば、身元を特定し、御遺骨の一日も早い帰還に取り組む、これはもう当然のことだというふうに考えております。

厚労省では、ロシア政府等からシベリア抑留中死亡者の資料を収集し、提供された死亡者名簿等により抑留中死亡者の特定を行っており、これまで約五万五千人のシベリア抑留中死亡者のうち約四万人の身元を確定をしているところでございます。また、遺骨収集については、約二・二万柱の御遺骨の収容もさせていただいたところでございます。

現在、外務省から渡航中止勧告が発出されているため、シベリア抑留中死亡者に係る資料の取得のためのロシアでの現地調査、これ、現地でいろいろ見ながら、この資料、この資料とやっていくわけでありまして、これはなかなか難しい状況にはありますが、ただ、これまで現地調査によって収集した資料もございます。それと日本側の資料等を照合して、可能な範囲で身元特定の取組を継続しているところであります。

令和二年四月から令和四年九月までに身元を特定できた件数は三百四十五件ということでございます。まだまだ少ない件数ではありますが、こうした努力も続けさせていただいて、さらに、抑留中死亡者に関する情報を少しでも御高齢の御遺族にお知らせできるように外務省とも連携をさせていただく。また、ほかに対応可能な取組がないか、更に検討をさせていただきたいと思っております。

○高木真理君 是非、この人道的活動の部分、いろいろ経済制裁の中で国際協調とかもあろうかと思っておりますけれども、いろいろな方法を探っていただいて、是非一人でも多くの身元確定に至るようお願いをいたしたいと思っております。

次に、杉田総務大臣政務官に伺います。

平和祈念展示資料館は、さきの大戦における兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者の労苦について国民のより一層の理解を深めてもらうことを目的につくられておりまして、政務官は今月、十日に視察をされました。ロシアのウクライナ侵攻によってシベリア抑留犠牲者の遺骨収集や情報収集が滞っている今だからこそ、私は、国民にこの問題への関心を高めてもらう必要があると思っております。

この冬には、戦後シベリア抑留中に起きた奇跡の実話を基にした小説の映画化、映画「ラーゲリより愛を込めて」も

公開をされるところです。こうした動きも生かしながら、どのように当資料館で更に国民に関心を持ってもらう工夫を考えているのか、伺います。

○大臣政務官(杉田水脈君) 御指摘のとおり、この戦後の強制抑留者の御労苦について国民に関心を持っていただくことが重要であると認識をしております。

そのための取組といたしまして、平和祈念展示資料館では、戦後強制抑留に関する常設展示を行っているほか、館内では企画展も行ってありますし、また全国各地で地方巡回展、そして昭和館、しょうけい館などと連携した企画展を毎年開催するなどして国民の理解を深める機会を提供しております。また、先ほど御質問の中にもございました、今年の十二月に公開予定の戦後強制抑留者をテーマとした映画「ラーゲリより愛を込めて」とのタイアップをした各種展示なども計画しております。

こうした取組を通じて、戦後強制抑留者の御労苦について国民に関心を持っていただけるよう引き続き取り組んでまいりたいと思いますし、また、私自身も先日視察した際に、その再現された様子とか悲劇を物語る数々の資料を目の当たりにして、当時の関係者の方々の御労苦を次の世代に語り継いでいくことの大切さについて思いを強くいたしました。

私が視察した日も、午前中には中学生の皆様が来館していたと聞いております。このように若い世代の方々にこうしたことを知っていただくことは非常に重要であるというふうに考えておりますので、交通の便の良さを生かして中高生の社会見学や地方の修学旅行生の来館を促進するなど、若年層に体験していただく機会を増やすことも含め、引き続き国民の皆様に関心を持っていただけるよう邁進してまいりたいと思います。

○高木真理君 ありがとうございます。

ところで、政務官は、視察当日のツイッターに、「先の大戦における、兵士、戦後強制抑留者、海外からの引揚者のご労苦を後世に伝えることも、私が総務大臣政務官として担当している重要な仕事です。」と書かれています。政務官のお仕事として大変重要だと私も思います。

ただ、この任務は軽いものではありません。先人の大変重い御労苦、苦しんで苦しんで命を落とされた方も多くいらっしゃる、そしてその御遺族たちもたくさんいらっしゃる、そうしたことを伝えていくお仕事です。これまで、LGBTの人々を生産性がないとの発言で傷つけても平気で、党から指導を受けても、二十七日の我が党、岡本あき子議員の指摘を受けても謝罪をしない、そういう方にできる仕事ではないのではないかと私は思います。謝罪しないということは、今も考えは変わりがないということですよ。

そもそも、生産性がないという言葉は人に対して使うものではありません。にもかかわらず、これを人に対して使うとき、直接それを向けられたLGBTの人々のみならず、多くの人々が傷つきます。自分もこういう部分で生産性がないと思われるのではないかと、ああいう部分では価値がないと思われるのではないかと不安になるんです。そうではない、一人一人、その存在自体に価値があります。その重みが分からない人にこの仕事はできないと思いますが、生産性発言を撤回、謝罪しますか、それとも政務官を辞任されますか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 御指摘の寄稿におきまして生産性という不用意な表現を用いるなどしたこと、また、拙い表現によって結果として不快と感じたり傷ついたりした方がいらっしゃることにつきましては、大変重く受け止めております。

ただ、当時から、その寄稿につきましては、多様性を尊重することは当然のことだと認識していること、そして、当事者の方々の人権を否定するつもりも偏見を持って差別する意図も一切ないこと、そして、LGBTの方々への理解増進はもとより、差別やいじめのない社会に向けて努力してまいることなどの見解、これ四年前なんですけれども、四年前からそのようなことをしっかりと表明をいたしまして、現在も今申し上げた認識でございまして、それに向けて努力をしてきているところでございます。

○高木真理君 結局、謝罪も撤回もなかったんですけれども、それが人々を傷つけている、そして、人々を傷つけ続けたままこの重い任務に当たるといことは適当でないと思いますが、再度伺います。撤回、謝罪をされますか、それとも政務官辞任なさいますか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 繰り返しになりますが、そういった配慮を欠いた表現を反省し、理解を深め、差別のない社会、暮らしやすい社会の実現のためにこれまで努力をしまいいりましたので、今後とも、そういう努力をもってお応えしてまいりたいというふうに思っております。

○高木真理君 これでは、この答弁を聞いている方は納得できないと思います。しかし、もうその御姿勢のままされるということであれば、やはりこれは任命責任にも通じるものがあるなというふうに私は感じさせていただきました。この件についての質問はこれで終わりますので、御退席いただいて結構です。

○委員長(山田宏君) 総務大臣政務官、御退席ください。

○高木真理君 引き続きまして、次の、コロナ後遺症が重く生活支援が必要な方々への支援について伺いたいと思います。

もう一年前になります。私が県議として活動している選挙区にお住まいの方からお電話をいただきました。コロナ後遺症が重く寝たきりのような状態になっているが何の支援も受けられない、一度この惨状を家まで見に来てほしい。伺うと、一目瞭然でした。女性は二階の自室にほぼ寝たきり、二人暮らしで、同居の母親も高齢なため、できるお世話は限られており、片付けなど無理、生命維持のために必要なものを身近にあれこれ置いて何とか過ごしているという状況でした。

女性は第一波で新型コロナウイルスに罹患。しかし、あのときは、発熱しても四日続かないと医者にかかっちゃいけないと言われていました。何とかその四日を死にそうになりながら高熱に耐え、その後、医療機関にかかろうとしましたけれども、どこも診てくれなかったと。そして、何とか解熱したものの、落ち着いた後、職場復帰すると、これまでのような仕事は全くできず、気持ちを奮い立たせて頑張ったんですが、この頑張りというのは、その後のコロナ後遺症がよく分かってくると、頑張っはいけないということが言われるようになったものでありまして、症状を悪化させてしまい、少しでも動くと、その後ずっと寝ていることしかできなくなるほどの倦怠感に長く悩まされることになったそうです。

これまで仕事を生きがいにばりばり働いてきた彼女ですが、仕事を辞めてしまいます。収入がなくて暮らしていけない、かつ動けない体の介助のサービスなどを受けられないかと市の区役所、さいたま市なので区役所の方に相談をしたんですが、衝撃的な言葉を掛けられてしまいます。コロナ後遺症ということで受けられる支援はありません。貯金を切り崩していただいて、財産を全て売っていただいて、何もなくなったら生活保護を受けていただくことができます。おかしくありませんかと彼女は訴えました。ちなみに、同じことに悩む仲間のツイッター上のグループがあるそうですが、第一波に重い後遺症の方が多いたともおっしゃっていました。

新聞記事にもいろいろコロナ後遺症で生活が大変になった方のことは取り上げられておりまして、「コロナ後遺症長期化」、「休退職 生活に影響も」、あるいは、「コロナ後遺症数十万人か」、「倦怠感一年以上、仕事に支障も」。これ、今年の七月十日の新聞では、「コロナ後遺症、支援を 重い倦怠感…職失った女性 対策掲げる政党少なく」ともあります。

政治的に対応してほしいという声が高まっているところであります。参議院選挙に当選をさせていただき国政に直接意見が言える立場になった今、この問題は、私が解決に向けて何が何でもやらなければならないと思っている課題の一つであります。

まず、大臣に伺いたいと思います。

コロナ後遺症が重く、仕事ができなくなり、生活困窮する人々がいるという認識はおありでしょうか。また、コロナ後遺症に苦しむ人が少なくないという認識は広がっておりまして、国も治療面で各都道府県に後遺症外来の設置を促したり、新型コロナウイルス感染症診療の手引き、別冊罹患後症状のマネジメント、こうしたものを改訂を重ねながらまとめたりと御努力いただいていることは理解をしていますが、こうした仕事ができなくなった方への生活支援の必要性について、大臣のお考えをお聞かせください。

○**国務大臣(加藤勝信君)** 新型コロナのいわゆる後遺症について、罹患後症状によっては社会生活に大きな制限が生じ、生活困窮に至るおそれがあることから、生活面においても支援が必要なものと認識をしております。厚労省でも、労災保険給付、疾病手当金、障害年金の支給などのほか、生活にお困りの方に対しては、生活困窮者自立支援制度において丁寧な相談支援等も行っているところであります。

また、罹患後症状に悩む方がその症状により社会生活でどのような影響を受けたかについては、本年度厚生労働科学研究費補助金により実施している研究班による調査も予定をさせていただいているところでございます。

こうした取組を通じて、罹患後症状で悩む方、生活への支援、先ほど診療の手引き等も取り上げていただきましたけれども、こうしたことも含めて様々な取組を行っていきたいと考えております。

○**高木真理君** 支援の必要はあるというお答えは大変心強いんですが、その後続けてお話をいただいた内容では大変不十分であるということ、この後質問で伺っていきたいと思っています。

次に、参考人に伺いますが、こうした生活が支援が必要な症状が重い方、こういう方々の人数規模というのがどのくらいというふうに把握されていらっしゃるでしょうか。

○**政府参考人(佐原康之君)** お答えいたします。

お尋ねのこの新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症に悩まれている方の人数につきまして調査を実施することにつきましては、これはどのような症状などを呈する方をこの罹患後症状の患者さんとして把握するのか、また、大規模な感染が持続的に、断続的に起こっている中、感染後、多くの症状は経時的に頻度が低下するとされている、こういった病態の把握をどのように行うのか等課題が多いことから、現時点では全体の人数の把握を行うことはなかなか難しいものと考えております。

しかしながら、この新型コロナウイルスの感染症の罹患後症状につきましては、これは実態やあるいは病態を明らかにするために、令和二年度から厚生労働科学研究におきまして三つの調査研究を行っておりまして、本年五月までに研究班からそれぞれ総括報告書を提出されているところであります。多くの症状は経時的に頻度が低下する一方で、十二か月経過後時点でも症状がある方が一定程度いるという結果も得られているところでございます。

また、今年度も調査研究は続けることによりまして、厚生科学研究におきましては、こういった実態調査の把握、引き続き行っていくとともに、御指摘ありました生活、社会生活への影響等について検討する調査研究も実施を今しているところでございます。また、この研究におきましては、一部の自治体等の協力を得まして、罹患後に現れる様々な症状につきまして、感染者と非感染者を比較して、社会生活への影響を含めた実態把握のための調査というのも実施をしているところでございます。

我々としては、罹患後症状に関する調査研究、様々な角度から進めながら、新たな知見も収集して、より適切な対策取れるように対応していきたいと考えております。

○**高木真理君** 今年度調査をしていただけるということで、数のボリュームが分かってくるというのはとても大事なことだと思います。今苦しんでいらっしゃる方がいるということは、生活面で支援が必要な方がいるということも分かっているけれども、ボリュームが分からないので大きな動きにつながっていないのではないかとというふうに感

じているところです。

資料の方で皆さんの方にもお配りをさせていただいているのは、まさに御努力をいただいて作っていただいている診療の手引き、罹患後症状のマネジメント、これには、三ページ目ですかね、症状別には、今まで調査したものが図一の二というところに出ております。これ、症状は分かるんですけども、この症状の重さがどうなのかが分からないというのが難点でして、ここをさらに、影響を詳しく今年度は調査をしていただけるということでもあります。

少し参考になる数字としては、その後に続く資料で、後遺症患者さんをたくさん診ていらっしゃるヒラハタクリニックというところの院長先生がまとめていらっしゃる、「新型コロナ後遺症」という資料の中で、六ページ目になりますけれども、表三というのに新型コロナ後遺症患者の労働状況とあります。

これは、患者さんを全体とした場合に、そのうち働いている人がどのぐらいで、その中で解雇、退職、廃業まで行った人がどのくらいいるかということですけど、働いている患者さんの、働いていたというか、患者さんの中で解雇、退職、廃業になった方、四・五%いるという、結構大きな数字だと思います。

これ、分母が患者さんということなので、あとまた、重い方が先生を頼ってみているというのものもあるでしょうけれども、実態解明を期待したいというふうに思います。

ここからは具体的に、先ほど大臣の方からはこういう制度で対応していますというお話があったわけですけども、どんなことが大変なのかに一つ一つ聞いていきたいと思います。

まず、重い倦怠感などの後遺症の場合、PEMという、運動後、労作後とも言いますが、倦怠感から、ME、CFSと呼ばれる症状まで悪化するケースもあります。ほんの少し動いただけで何日も寝込まなきゃいけないようなケースです。こうした症状は、出てきた時点で生活介護や身体介護が必要になります。

私がお話を伺った女性は、区役所でこういうサービス受けられないというふうに言われたんですが、今回、事前のヒアリングで厚労省にお伺いしていくと、障害福祉サービスを手帳を取得して受けることが可能というお答えであります。

こういう相談があった場合に、自治体の窓口が的確に障害認定の可能性を案内することができていると思いますか。お答えください。

○政府参考人(辺見聡君) お答え申し上げます。

身体障害者福祉法におきましては、原因疾患のいかんを問わず、身体機能に日常生活が著しい制限を受ける一定以上の障害が存在し、かつその障害が永続している方につきまして、認定基準に該当する場合には身体障害者手帳を交付しているところでございます。

新型コロナ感染症に罹患した場合でもございまして、身体障害の認定においてはこの考え方に該当することが求められるところでございます。自治体で相談がなされた場合、このような制度について案内することが適切であると考えているところでございます。

この障害者手帳制度につきましては、これまでも自治体向けの会議等で私どもから自治体に対し周知を行っているところでございますけれども、引き続き、機会を捉えて周知を行ってまいりたいと考えております。

○高木真理君 済みません、最後のところ、確認をしたいんですけども、各自治体に周知をするというのは、このコロナ後遺症でこういう症状になっている人でも利用できますよということを周知をしてくださるということでしょうか。全般的なことの周知だと、コロナ後遺症というのは若干違うカテゴリーとってしまう自治体の窓口もあるかと思われるので、その御答弁、もう一回お願いします。

○政府参考人(辺見聡君) この自治体への周知について、今後の自治体向けの会議等で周知するに際しましては、制度の趣旨についてしっかりと周知を図りたいと思っておりますけれども、そのコロナ感染症も含めまして、基本的には原因疾患を問わずに基準に該当する場合は手帳が交付される制度でございまして、そういった制度の趣旨を

踏まえてしっかりと説明してまいりたいと考えております。

○高木真理君 よく分かるように自治体の方にお伝えをいただきたいと思います。

そして次に、コロナ後遺症になった場合、治療面ではいろいろサポートが、窓口の開設を促すなどされているところでありませけれども、治療費に関しては、一切支援が特にならない普通の保険診療をすることになってはいますが、これ、まだ病気のメカニズムが分からなくて、どのような標準治療をすればこういう治療実績が得られますよというのはなかなか見えなかったりもします。治療期間も見えません。

そういった意味では難病治療と同様な側面があるかと思いますが、指定難病として医療費の補助を行うことはできないでしょうか。

○政府参考人(佐原康之君) お答えいたします。

まず、難病法に基づきます医療費助成の対象となる指定難病につきましては、これは厚生科学審議会の意見を聴いて厚労大臣が指定することとされております。この指定に当たりましては、次に述べます全ての要件を満たす疾病であることが必要であるというふうにされております。

一つは、発症、発病の機構が明らかでないこと、そして治療方法が確立していないこと、長期の療養を必要とする事、患者数が人口の0.1%程度に達しないこと、そして五番目に、客観的な診断基準等が確立していないことというふうにございます。あつ、済みません、客観的な診断基準等が確立していること、失礼いたしました。

そして、この新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症につきましては、この客観的な診断基準等が確立されているか等のこの指定難病の要件を満たすかどうか、まだ検討する段階にはなくて、現時点で指定難病とすることは困難であると考えております。これは引き続き、先ほど述べました調査研究で実態を明らかにしていく必要があると考えております。

○高木真理君 医療費の支援も受けられないということで、大変なわけです。

通告の中にはもう少し細かいのをいろいろ入れているんですが、時間との闘いでもありますので、ちょっとその間をはしょってこちらで質問の中に説明をしてしまいますが、今、厚労省さんの立場としては、コロナ後遺症に関しても、まずは仕事を辞める前に傷病手当をもらってくれば大丈夫ですと。傷病手当を一年半もらってらって、その後、障害年金に移行してもらえれば穴がなく生活支援は行えますというスキームのようであります。

しかし、なかなかその症状が重くて仕事に復帰できないというふうに悩んでいる人が、一年半傷病手当をもらい続けるというのなかなかできなくて、辞めてしまう人も多いと思います。そもそもこの制度の全体を知らなければ、早めに辞めてしまうということが考えられます。

そして、傷病手当も、国保ではほぼ、市町村によるそうですけれども、受けられないと考えていい。そして、障害年金にたどり着く、そこまでなかなか行けない上に、このコロナ後遺症ではブレンフォグというふうに言うようだけれども、ぼんやりしてしまって思考がまとまらないという症状が出る方も多く、この症状があると、手続をしたくてもできないということが出てまいります。でも、生活、命に関わることなので、当人の手続を手伝う仕組み、委任とかこういうことも私は必要になってくるのではないかとこのように思っています。

こういうのをできるかどうか、一つずつ聞こうと思っていたんですけれども、時間がないので一番肝の最後のところで伺いたいと思うんですけれども、この厚労省さんの説明を聞いていると、傷病手当そして障害年金とリレーすれば穴がないというふうにおっしゃるんですが、実は穴がある。なかなかそんなふうには支えてもらえないというのが現状であります。ここまで現在の制度でいくなら、少しでも穴を小さくするために、市町村の窓口で、あるいは後遺症外来の先生たちのところで、あるいは傷病手当金を支給する各職場で、完璧な案内とフォローができなければならぬわけです。

私は、未知の感染症がこれだけ大規模に広がるケースでは、既存の仕組みでは手当てができないと思います。急に

大規模な後遺症患者が感染症では出てまいりません。今回がそうです。症状に至るメカニズムも分かりません。治療法も手探りです。いつ治るかも分かりません。今まで予想もしなかった病気にかかるのですから、個人で医療保険に入って備えることもできません。自己責任にはできないと思います。

となると、大臣、私は、感染症特有の後遺症支援制度を、今後出てくる感染症のことも併せて、後遺症全般に、感染症の後遺症全般に関わる支援制度を新たに創設すべきと思いますが、いかがでしょうか。

これからも、どんな未知の大規模感染症が国民を襲うか分からないので、今こそまさに今後に向けて知恵を絞り、感染症の後遺症に苦しむ方々、今回のことも含めて生活支援の制度をつくるべきだと思います。お考えを伺います。

○**国務大臣(加藤勝信君)** まず、今委員いろいろ御質問していただきまして、ありがとうございます。さらに、いろいろ御質問いただいたところをここでやり取りすることは、いろんな方に知っていただく上においては大変貴重だったというふうに思います。

まさに、今ある制度、最初の御指摘のあったその市町村で、どういう形でそういう対応になったのかはちょっと分かりませんが、少なくとも、今ある制度についてどうやれば活用できるのか、それは丁寧に御説明をしていくと、このことがまず当面必要だというふうに思います。

その上で、今局長からも答弁させていただきましたけれども、まだまだ分からないところいろいろございますので、そうした実態把握等も含めて、社会生活への影響等も含めて調査研究を更に進めさせていただきたいと思っております。

その上で、その罹患後症状に特化した支援制度の創設ということで御議論がございました。こうした症状は、新型コロナ以外の疾病等によっても同様に、社会的な支援を、いろいろ困難抱えている方もいらっしゃるわけでありまして、そうした支援が今どうなっているのか、それとの公平性、そういった観点からも含めて慎重な検討が必要ではないかというふうに考えておまして、現時点においては、冒頭申し上げたように、今ある制度をまずしっかり使っていただくということと、それからこの生活実態、それから今、このメカニズムですね、何でそういうことになっているのか、そうしたことに対する調査研究、これをまずしっかりと進めさせていただきたいと思っております。

○**高木真理君** ありがとうございます。

メカニズムを解明しなければいけない、あるいは実態をしっかりとつかまなければいけない、だから慎重に対応するというのは、よく分かります。よく分かるんですが、しかし、患者さん、あるいは今もう本当に生活が、仕事ができなくて困っている人の生活は待たないわけです。その皆さんを、本当に生活保護になるまでは全部何の支援もなく丸裸でいてくださいというのは余りにも酷だと思んですが、早急にこうした支援の仕組みについて御検討いただくことはできないでしょうか。

○**国務大臣(加藤勝信君)** 済みません、ちょっとその前に、前の前の答弁で、私、傷病手当というところを疾病手当と申し上げたので、そこだけちょっと訂正させていただきたいと思っております。

今お話があったことに関しては、現状でも、コロナへの対応も含めて様々な生活支援の仕組みも設けさせていただいておりますので、そういった中でしっかりと対応させていただきたいと思っております。

○**高木真理君** 今までの様々な手当で救われていたら、こんなふうに皆さん苦しんでないと思いますし、かなりのボリュームの方がいらっしゃるということは、これから調査をしたら出てくると思います。そこへの支援の必要性を考えながら、早急に御検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**国務大臣(加藤勝信君)** ですから、まずその実態を、先ほど申し上げたように、生活にどういう影響を受けておられるのか、こうしたことをまず調べさせていただきたいと思っておりますし、既存においても様々な生活支援をする制度はありますから、そういったものがどう活用できるのかできないのか、そういったことも含めてよく議論をさせていただ

だきたいと思います。

○高木真理君 本当に早急にと望んでやまないわけですがけれども、今日ちょっとはしょってしまったその質疑の中で、窓口、例えば傷病手当であれば職場で適切な案内ができるか、あるいは障害年金だったり障害福祉サービスのことであれば市町村の窓口、そういったところの案内が適切であるかということで全く対応が違ってまいりますので、是非その周知徹底というものをお願いをさせていただきまして、時間が参りましたので質問を終わります。

ありがとうございました。